

令和 6 年度消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進 現行制度からの主な変更点（予定）

変更点	現行	令和 6 年度
事業 メニュー	(1) 食育推進検討会の開催 <u>(2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催</u> (3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 (4) 食文化の保護・継承のための取組支援 (5) 農林漁業体験の機会の提供 (6) 和食給食の普及 (7) 学校給食における地場産物等活用の促進 (8) 共食の場における食育活動 (9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 (10) 食品ロスの削減に向けた取組	(1) 食育推進検討会の開催 <u>((2)から(10)に移動)</u> <u>(2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進</u> <u>(3) 食文化の保護・継承のための取組支援</u> <u>(4) 農林漁業体験の機会の提供</u> <u>(5) 和食給食の普及</u> <u>(6) 学校給食における地場産物等活用の促進</u> <u>(7) 共食の場における食育活動</u> <u>(8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組</u> <u>(9) 食品ロスの削減に向けた取組</u> <u>(10) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催</u> <u>課題解決に向けたシンポジウム等の開催については、</u> <u>(1)から(9)の取組と併せて行うこととする。</u>
提出資料 (応募者の概要)	<u>(新設)</u>	事業実施主体が民間団体等の場合は、当該事業実施主体について、本様式のほか、（参考）経費積算資料、定款、交付対象経費に関する謝金・旅費・賃金の支払規程、役員名簿、民間団体等の概要、直近 3 か年の決算書・事業報告書（申請前年度の事業報告書がない場合は事業計画書又は経営計画書）を添付。